

「教員免許更新制」には、実効性ある運用を！

教員に必要なリニューアルを、どう図っていくのか？

旺文社 教育情報センター 19年7月

「教育職員免許法」の改正が先の国会で成立し、19年6月27日に公布されたことを受け、21年4月1日より「教員免許更新制」が施行される。質の高い優れた教員を確保し、その時々で求められる教員に必要な資質能力が保持されるよう、教員免許状に10年間の有効期限を設け、更新時に30時間以上の講習を義務づける。

21年度以降の教員免許状(以下、新免許状)取得者の他、現職教員(20年度までの旧免許状取得者)も更新制の対象となる。実効性のあるリニューアルをどう図っていくのか。運用についての具体的な実施ルールづくりはこれからで、施行までの1年半、クリアしなければならない課題が山積している。

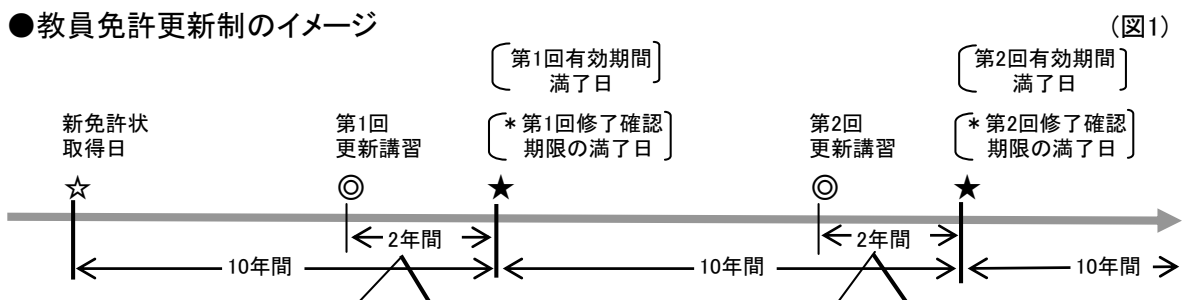


<免許更新制の展開イメージ>

今回の法律改正で、教員免許更新制の大枠は一定程度固められた。しかし、実際の運用面における具体的、詳細な規定等は今後、中教審や教育委員会、大学、学校などの関係機関からの幅広い意見集約の後、政省令などで定められていくことになる。

そこで、更新制がどのように展開されるのか。まず、その概要を図1(下図参照)及び以下にまとめてみた。もちろん、現段階では具体的な事項や内容については決まっていないことが多いので、国会審議での文科省答弁などの資料によるイメージである。

●教員免許更新制のイメージ



<教員免許更新講習>

<ul style="list-style-type: none"> ●講習時間: 30時間以上(2年間の累積) ●講習期間: ①新免許状=有効期間満了前の2年間 ②旧免許状=修了確認期限前の2年間 ●講習開設者: 大学及び文部科学省令で定める者 (教員養成系大学+一般大学の課程認定大学、研修センター等) ●講習形態: 夏期休業などの長期休業、夜間、週末、インターネット活用など。 	<ul style="list-style-type: none"> ●講習内容: <ol style="list-style-type: none"> ①使命感・責任感、教育的愛情等に関する事項 ②社会性や対人関係能力に関する事項 ③幼児・児童生徒の理解、学級経営に関する事項 ④教科・保育内容等の指導力に関する事項 ⑤各事項に関する最新の知識 ●修了認定: <ol style="list-style-type: none"> ①講習時間末尾に筆記試験、実技考査等を行い、「修了認定基準」に基づく複数人による修了認定。 ②不認定の部分は、繰り返し受講する。
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

注. ①上図の*印は、旧免許状取得者の場合。
②本図は、19年7月段階における更新講習のイメージ図。

- 新免許状の取得者は、「授与の日の翌日から起算して 10 年を経過する日の属する年度の末日までが新免許状の有効期限」とされる。そして、この有効期間満了前の概ね 2 年間で 30 時間以上の更新講習を受け、修了認定されると、免許状が更新されることになる。
- 旧免許状の取得者である現職教員の場合、現段階では免許状の有効期限の定めがない。そこで、生年月日等をもとに定められる初回の「修了確認期限」及び、その後 10 年ごとの 2 回目以降の修了確認期限までに、新免許状の更新と同様、それぞれ講習を受け、修了認定がなされなければ、現職教員の旧免許状は失効するという。
- 現在、教職に就いていないが免許状を取得している 所謂“ペーパーティーチャー”は、「受講対象者ではない」とされている。したがって、旧免許状に有効期限がないことから、履歴書への“教員免許状取得”記載などは、虚偽には当たらない。
 ただ、免許状の取得から 10 年以上が経っている場合は“教壇に立つ効力を失っている”とされ、教職に就く際には講習を受け、修了認定が必要となる。

＜運用についての検討課題＞

さて、実際の運用において、基本的な検討課題がいくつか浮かび上がってくる。

○ 現職教員の生年月日に応じた修了確認期限：

現職教員は現在、約 110 万人いるといわれる。そのうち、免許状取得 10 年以上の受講対象者は約 70 万人程度とみられる。この対象者を 1 度に受講させることは不可能だ。そこで、平均的な採用年次を基準として受講者を割り振る場合、「35 歳、45 歳、55 歳”になる年度及びその前年度の 2 年間で受講」することを、検討しているようだ。

その場合、56 歳以上は除外されたまま、ほとんどの教員は定年退職を迎えることになる。これについては、教職経験者としてはベテランであっても、最新の教育課題や教科・科目の最新知識等に対する進取の態度などの点で問題があるのではないかとの批判的な意見もある。

○ 講習の開設者及び講師：

講習の開設者は、「大学及び文部科学省令で定める者」とされている。

具体的には、「教員養成系大学＋教職課程の認定を受けている一般大学（課程認定大学）」と教育委員会の「研修センター」などが、受け皿となる。開設するか否かは、各大学の判断による。そのため、文科省はこの夏から、課程認定大学を主な対象に全国的な説明会を展開し、大学側の積極的な参加、取組みを奨励していくという。

課程認定大学・短大は 19 年 4 月現在、大学 575 校(国立 77 校、公立 45 校、私立 453 校)、短大 280 校の計 855 校である。このうち、何校が開設するか、注目される所だ。

また、講習の講師も、「教職課程の教授等及びそれに準ずるものとして文部科学省令で定める者」とされている。課程認定大学・短大は上記のように 855 校であるが、一般大学では教職課程の担当教授はそれほど多くない。特に、教科・科目に関する講習では、教職課程に関係のない学部・学科の教授を除外することは現実的ではなく、むしろ、積極的な参加を呼び掛けるべきだ。

○ 講習内容：

30 時間以上に及ぶ講習内容は、どんなものなのか。現段階では、次の 5 科目が想定されているようだ。18 年 7 月の中教審答申『今後の教員養成・免許制度の在り方について』に盛り込まれた「教職実践演習」(仮称；下記の①～④)をモデルとした事項や、子ども理解や教育方法、各教科や道徳、特別活動等の指導法、キャリア教育やカウンセリング法、対人関係や学級経営などに関する「最新の知識」などである。

- ① 使命感や責任感、教育的愛情等に関する事項
- ② 社会性や対人関係能力に関する事項
- ③ 幼児・児童生徒の理解や学級経営等に関する事項
- ④ 教科・保育内容等の指導力に関する事項
- ⑤ 最新の知識(各事項に関する最新の知識)

各科目の講習時間は、平均 6 時間程度となるようだ。実際の講習に当たっては、①～⑤の 5 科目をパッケージとして 1 大学で行うのではなく、各大学の得意分野を生かして、それぞれの科目が担当大学で開講されることになりそうだ。

また、講習の質を確保するために、開設大学には、講習者への事前調査(教員の課題意識)や事後調査(教員による評価)を義務付け、講習へ反映させるという。

○ 「10 年経験者研修」との関係：

現在行われている「10 年経験者研修」は、免許状取得後 10 年を経た“公立学校の教員”を対象に、各自の得意分野づくり、専門性の向上といった観点からの研修で、修了認定はなく、実施の主体も教育委員会である。

ただ、「更新講習」と時期的にも重なることから、講習と研修との内容の調整など、運用面での工夫が求められる。

○ 更新講習の免除対象者：

更新講習を受講せずに更新できるのは、「知識、技能その他の事項を勘案して免許状更新講習を受ける必要がないものとして文部科学省令で定めるところにより免許管理者が認めた者」とされている。

文科省では現在、更新講習の免除対象者として、次の 3 者を想定しているようだ。

- ① 国または都道府県・指定都市のレベルで優秀教員として表彰された者
- ② 校長、教頭、教育長等、教員を指導する立場にある者
- ③ 知識技能及び勤務実績が特に良好な者として、免許管理者が受講する必要がないと認める者

ここで問題となるのは、関係者の納得が得られる“免除の基準”であろう。解釈の仕方によっては、免除の範囲を拡大または縮小することができる。例示などで、基準をできるだけ明確化しておく必要がある。

○ 更新の費用負担：

更新講習の経費は、1 人当たり 3 万円前後と仮定して、仮に年間 10 万人前後の教員が受講した場合、毎年約 30 億円となる。

この経費をどこが負担するのか。教員免許は個人の資格であるから費用も個人負担と

するという考え方がある一方、更新制度は国が新たに教員に義務づけたものであることから、特に既得権(旧免許状には有効期限がない)のある現職教員については一定の配慮が必要だとする考え方もある。費用負担については今後、国、自治体の予算とも絡め、本人負担についても検討されることになるだろう。



＜身分保障とも関係する一大改革＞

教員免許状にはこれまで、有効期限がなく、教師は身分の安定した手堅い職業として社会も認めてきた。

ところで、私事であるが、筆者の亡父は戦時中、繰り上げ卒業、学徒出陣のもとで教員免許状を取得した。そして、復員後、その免許状は40年近くにわたって亡父の身分を保障し、家族の生活を支えてきた。(下の写真参照)

免許更新制が免許の継続の可否を問うものである以上、結果として教員の身分保障とも関係する極めて大きな制度改革である。こうした大改革を敢行する以上、意義のある制度として機能させていかななくてはならない。

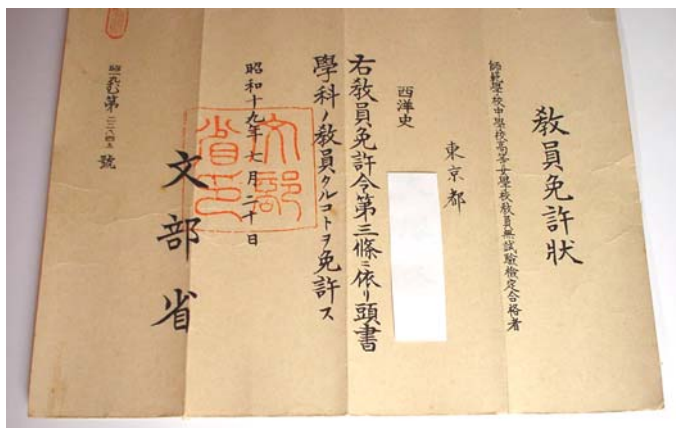
＜教員の意識改革、大学の取組み、国の支援＞

教員免許更新制を実効性のあるものにするには、教員の意識改革と更新講習の担い手となる大学側の積極的な取組み、国の支援がカギとなるだろう。

まず、免許状を1度取得すれば生涯にわたって教職に就けるといった、これまでの教師像を変えなくてはならない。その上で、教員自身による資質向上と専門性を高めようとする意識改革も必要だ。国や教育委員会には、更新制における教員の意識改革を後押しし、モチベーションを高めるための運用や支援も考えるべきである。例えば、講習内容に教員自身が行っている研究開発授業の内容を取り入れることや、学位取得と連動させて免許状の更新と上進を図ること(処遇にも反映)なども検討の余地があろう。大学側は現職教員の実践的な知見を得て学生のカリキュラムに生かすなど、更新講習を大学と教員との相互の交流の場として積極的に活用すべきだ。

国は更新経費の支援とともに、大学に対しては参画の呼び掛けだけでなく、教職課程のカリキュラム改革とも相俟った教授の配置など、受け入れ態勢の整備も行うべきであろう。

(教育情報センター・大塚 19年7月)



◆戦時下の繰り上げ卒業
(昭和19<1944>年9月)、
学徒出陣のもとで交付された
教員免許状。

当時は教育委員会制度がなく、
文部省が授与していた。